

令和4年5月20日

児童クラブを利用されている保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

## 令和4年度児童クラブ保護者負担金の振替日について

保護者の皆さまにおかれましては、日頃より本市の児童館及び児童クラブの運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年度の児童クラブ保護者負担金につきまして、利用実績に応じた負担金の減額の取扱いを終了したことに伴い、利用月の月末の振替（月末が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）となりますことをお知らせしておりましたが、今後の口座振替日につきまして改めてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 口座振替について

令和4年3月分につきましては、児童クラブの利用実績を確認したうえでの金額確定となることから、令和4年5月2日（月）に口座振替を行いました。利用回数と振替金額に相違がないかご確認いただき、相違がある場合は下記連絡先までご連絡ください。

令和4年4月分以降の保護者負担金の振替につきましては、利用月の月末に振替いたします（月末が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日に振替します）が、令和4年4月分につきましては、移行期間のため、5月分と同時に振替（令和4年5月31日（火）に2か月分（4・5月分）を振替）させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

利用月	令和3年度		令和4年度		
	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分以降
口座振替日	3月31日 （木）	5月2日 （月）	<u>5月31日</u> <u>（火）</u>		利用月の 月末振替

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課  
仙台市青葉区上杉 1-5-12  
電話：022-214-8176